

消費者委員会は監視しています

消費者委員会は、消費者目線で行政を見つめ、建議や意見の発出を通じてよりよい消費者行政を実現します。

○第7次消費者委員会の主な建議・意見 (令和3年9月～令和4年9月)

○SNSを利用して行われる取引における 消費者問題に関する建議 (2022年9月)

デジタル化の進展によりSNSが急速に普及したことに伴い、SNS関連の消費生活相談件数も年々増加しています。このような現状をうけて、SNSを利用して行われる取引における消費者問題への対応等として、「SNSのメッセージを含むインターネットを利用した広告表示に対する法執行の強化等」「電話勧誘販売に該当する場合の解釈の明確化及び周知」「消費者への注意喚起及び関係事業者等への情報提供」について消費者庁に対して建議を発出し、令和5年3月までにその実施状況の報告を求めました。

○成年年齢引下げに伴う若年者の消費者 被害防止に向けた対応策に関する意見 (2021年12月)

成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる改正民法の2022年4月1日からの施行に伴い、18歳及び19歳の年齢層が未成年者取消権を喪失することになり、20歳代初めでみられる消費者被害が、18歳及び19歳の年齢層にも拡大することが強く懸念されていました。そこで、若年者の消費者被害を防止・救済し、自立した消費者の育成を図るため、成年年齢引下げを目前に控えた時機を捉え、消費者庁、文部科学省、法務省及び金融庁をはじめとする関係省庁に意見を発出し、成年年齢引下げの内容やそれにより惹起される可能性のある消費者被害等に関する消費者への周知や、消費者教育の充実等の更なる取組を促しました。

皆さんの声を聞かせてください！

消費者委員会は、消費者のために働く組織です。消費者委員会では、意見交換会やシンポジウムなども行い、皆さんの声を聞いています。また、意見書・要望書を随時受け付けています。

<https://www.cao.go.jp/consumer/opinion/>



ホームページでは、消費者委員会の活動を紹介し、会議の動画配信しています。

↓ホームページはコチラ↓

<https://www.cao.go.jp/consumer/>



委員会の情報をお届けするメルマガも配信中です！

https://www.cao.go.jp/consumer/about/c_e-maga.html

【お問い合わせ先】

内閣府 消費者委員会事務局
〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館
電話：03-5253-2111(代表)



消費者委員会

The Consumer Commission

内閣府

